

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年8月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 パテオ西新発田
所在地 新発田市富塚町2丁目807番外
設置者 日生不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
駐輪場の位置
（変更前）届出書に添付された図面のとおり
（変更後）届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日
平成26年4月13日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由
建物No.5、建物No.6の形状変更に伴い、駐輪場の位置が変更になるため。
- 5 届出年月日
平成25年8月12日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成25年8月20日から平成25年12月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp